

平成 26 年 4 月吉日

単元未満株式をご所有の株主様へ

株式会社アパマンショップホールディングス

## 単元未満株式の買取・買増制度のご案内

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社では、平成 25 年 10 月 31 日開催の取締役会及び平成 25 年 12 月 20 日開催の第 14 期定時株主総会の決議に基づき、普通株式 1 株を 10 株に分割するとともに 1 単元の株式の数を 100 株とする単元株制度を採用いたしました。

これに伴い、平成 26 年 4 月 1 日の効力発生日より、当社の単元株式数は 100 株となっておりますが、当社単元未満株式（100 株未満の株式）をご所有の株主様につきましては、単元未満株式が証券市場で売買できない、株主総会で議決権を行使できないなどの制約があります。そのような不便を解消するために、単元未満株式の「買取り・買増し」を請求できる「単元未満株式の買取・買増制度」を実施しておりますので、ご案内申し上げます。

敬具

### 1. 単元未満株式の買取・買増制度の概要

#### <買取制度>

ご所有の単元未満株式を当社に買取よう請求できる制度です。

(例) 単元株式を 20 株ご所有の場合、その 20 株を市場価格で当社に売却し、代金を受領する。



#### <買増制度>

ご所有の単元未満株式を 1 単元（100 株）にするために必要な数の株式を買増すことを当社に請求できる制度です。

(例) 単元未満株式を 20 株ご所有の場合、80 株を市場価格で当社から購入し、100 株にする。



## 2. お手続きの方法

単元未満株式が記録されている口座によってお手続きの窓口が異なりますので、ご注意ください。

### ◎証券会社の口座に記録されている単元未満株式

お取引口座のある証券会社（口座管理機関）にお問い合わせください。

### ◎特別口座に記録されている単元未満株式

三井住友信託銀行（特別口座の口座管理機関）にお問い合わせください。

※特別口座とは、株券電子化移行時（平成21年1月5日）において、株券等保管振替制度をご利用していなかった株主様（例：株券をご自宅や貸金庫に保管されている方、株券が発行されていない単元未満株式をお持ちの方）の権利を確保するために、当社が当該株主様の名義で開設した口座です。

（特別口座に関するお問い合わせ先）

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

TEL：0120-782-031

（フリーダイヤル 受付時間：土日祝祭日等を除く 平日9：00～17：00）

## 3. 手数料

単元未満株式が記録されている口座	当社に対する手数料	口座管理機関に対する手数料
証券会社の口座	無料（※）	お取引口座のある証券会社 にお問い合わせください。
特別口座		無料

※このたび当社では、「株式取扱規程」を改定し、単元未満株式の買取請求・買増請求に係る手数料を無料といたしました。

## 4. ご注意事項

- （1）買取価格及び買増価格は、当該請求が当社の株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所（JASDAQ市場）における当社株式の最終価格に当該請求株式数を乗じた額となります。
- （2）買取請求及び買増請求をされた後の取り消しはできません。
- （3）決算期の基準日直前など、請求の受付を停止する期間があります。
- （4）特別口座に記録されている株主様は、買増制度を利用し単元株式に整理されても、特別口座のままでは市場での売却はできません。証券会社の口座にお振替えいただくことが必要となります。

このご案内は、単元未満株式の買取請求又は買増請求を強制するものではありません。ご請求に際しましては、株主様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。

以上